

令和2年度

第1回部活動保護者代表者会資料

【 会 順 】

- 1 開会のことば
- 2 PTA会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 協議
 - ・ 部活動規定について
 - ・ 部活動顧問へのアンケートについて
 - ・ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（概要）
- 部活動保護者会長としての経験
 - ※ 前女子バスケットボール部保護者会長
- 5 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会のことば



令和2年12月18日（金）
日置市立伊集院中学校

令和2年度 部活動規定

日置市立伊集院中学校

1. 部活動の目的

部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自発的な活動を助長し、各自の個性や技能の伸長及び心身の健全な発達を促すものである。同時に規律を守り、互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むのに必要な態度を養う機会として、大切な役割を果たすものである。

2. 令和2年度の開設部・同好会と顧問について

部活動名	顧問名	部活動名	顧問名
吹奏楽部		男子ソフトテニス部	
男子バレーボール部		女子ソフトテニス部	
女子バレーボール部		水泳部	
男子バスケットボール部		柔道部	
女子バスケットボール部		剣道部	
サッカー部		陸上部	
野球部		美術同好会	

3. 入退部について

- (1) 入・退部は所定の「入退部願い」により、学級担任・顧問の許可を受ける。「入部願い」の提出締切を2・3年生は4月17日（金）まで、1年生は5月1日（金）までとする。
- (2) 入部希望者は、毎年度「入部願い」を提出する。1年生の場合は、見学・体験期間を設けて、5月から正式入部を認める。ただし、「入部願い」を提出すれば正式入部として認められ2・3年生と同じ時間で練習しても良い。1年生の見学・体験期間の下校完了時刻は17：30とする。

4. 部活動の時間について

- (1) 練習時間は、日没時刻や生徒の保健安全等を考慮して、下記の通りとする。なお下記の時刻は、全員が校門を出る時刻であるので、練習は10分前に終了するよう心がけること。

4月・5月	11月～1月
18：30	17：30
6月・7月	2月
18：45	18：00
9月～10月2週目（新人戦まで）	3月2週目まで
18：15	18：15
10月3週目～10月末	3月3週目から
17：45	18：30

- (2) 平日1日、土・日のうち必ず1日休養日を設ける。
※土・日に大会が行われる場合は前後の平日で調整する。
- (3) 土・日・祝日の練習については、地域行事や生徒の健康状態などを考慮し、それぞれの部で無理のない計画を立てる。第3土曜日の午前子ども会活動等を優先する。
- (4) 定期テストの5日前からテスト期間中（最終日を除く）は、練習を中止する。但し、大会（中体連、連盟・協会主催）日程との関係でやむを得ない場合は、顧問の責任において最大1時間の練習を、職員員の同意を得てできる。
- (5) 長期休業中の部活動は、保護者の同意と校長の許可を得て、顧問の責任ある指導のもとに行う。
- (6) 早朝練習は、必ず職員会議の同意を得ることとし、顧問がその場について指導する場合に限る。また、練習時間は1時間程度とし、8時05分までに教室に戻れるようにする。

5. 活動停止について

校則などの規則に違反したり、部員の遵守すべき心得を守らない生徒については、部活動顧問会で協議のうえ、部活動停止、大会出場停止等もある。

6. 部員の遵守すべき心得

- (1) 顧問の先生の指導には、しっかりと従うこと。
- (2) 怪我や事故のないように安全に十分に気を付けること。
- (3) 礼儀正しく、部員が協力し仲良くすること。
- (4) 所定の服装をきちんと着用し、だらしない姿をしない。休日の登下校時の服装はジャージ、体育服、制服、部で決められたユニホーム等とする。
- (5) 部室の整理整頓に努め、部活動以外の部室利用はしない。使用状況が悪い場合は一定期間の使用を禁止することもある。
- (6) 時間のけじめをきちんとつける。下校完了時刻を守る。
- (7) 誇りと自覚をもって行動し、問題行動がないように常に自分を戒める。
- (8) 部活動と学業の調和を図り、予習・復習等にもいっそう努力する。
- (9) 下校中に買い食いを絶対しない。
- (10) 自転車は、「自転車通学生」として許可された生徒のみ使用できる。交通ルールを守る。
- (11) 昼食が必要な場合は弁当を持参する。昼食場所については指定する。※店に昼食を買いに行かない。

7. その他

学校の部活動以外のクラブに所属している生徒が、中体連主催の県大会等に出場する場合の引率は、保護者から依頼がある場合に、校長の許可を得て行う。

令和2年4月

令和2年度伊集院中学校「部活動入部願い」について

働き方関連法の施行に伴い、令和元年度から学校においても業務改善が義務付けられました。特に、部活動については国・県・市から「ガイドライン」が示され、特に以下の事項について遵守するよう指導がなされています。

○ 週2回の休養日（平日1日、土・日のいずれか）

○ 大会参加の上限が10回まで

このような動きを受け、本校においても昨年度から部活動の在り方について各部活動の保護者会長会を年3回程度もち、今後の対応の在り方についての学校側の考え方を周知し、保護者会と協議を重ねてまいりました。

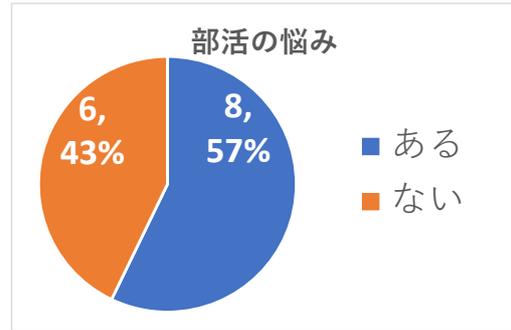
その結果、令和2年度から部活動顧問の活動については、以下の3つの対応から教師自身ができる範囲の活動を選び、顧問を引き受けることとしました。これは、顧問を無理することなく引き受け、部活動顧問の負担軽減につながるものです。何卒、ご理解ください。

- 1 これまでどおり、平日1日、土・日いずれかを休む中で、顧問の方針（計画）に基づき、土・日も含め各種大会に出場する。
- 2 基本的に平日のみの活動を行い、中体連の大会を中心に試合等に参加する。（土日の練習や各種大会は顧問の判断に委ねる。）
- 3 活動は平日のみで、試合は中体連主催のみ参加する。

上記、3つの中から各部活動顧問が選択し、生徒及び保護者に今後の活動の在り方についてお示しいたします。

令和2年度 部活動顧問へのアンケート調査結果

1	現在の部活動運営について悩みはありますか。(R2.12時点)		
	ある	ない	
	8	6	



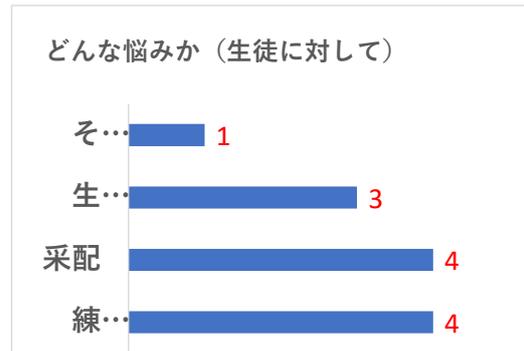
2ア	「ア ある」と回答した人、どんな悩みですか。(生徒への指導)				
	練習方法	采配	生徒指導	その他	
	4	4	3	1	

- ◆その他の内容
- ・指導する時間がない
 - ・感染予防(2)

2イ	「ア ある」と回答した人、どんな悩みですか。(保護者の要望)				
	練習・采配	生徒指導	その他		
	0	0	0		

- ◆その他の内容

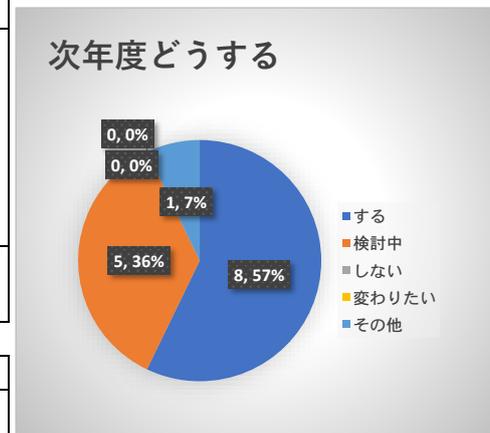
2ウ	「ア ある」と回答した人、どんな悩みですか。				



3	悩みがある場合どのように対応していますか。						
	副顧問	同僚	管理職	保護者会	他校	その他	自力解決
	7	6	6	5	3	2	1

- ◆その他の内容 ・外部講師

4	部活動運営に顧問として望むこと	
	○部員へ	<ul style="list-style-type: none"> ・キャプテンとして、部員として、学校代表として、より良くしていくために、どんどん前に出て行動してもらいたい。必ず後ろからサポートするので。 ・困難に立ち向かう強い精神力と、他人を思いやる気持ちを育てて欲しい。 ・礼儀を重んじ、仲間を大切に、音と向き合いながら自分を見つめ、感謝を忘れず、一生懸命活動して欲しい。 ・時間に遅れない。挨拶をする等、礼儀や人間性を高めていきたい。素直な気持ちで育みたい。 ・当たり前のことがきちんとできるようになって欲しい。部員同士優しい声掛けができるようになって欲しい。 ・応援される部活動になるよう活動に励んで欲しい。 ・向上心をもって取り組んで欲しい。 ・規則正しい学校生活 ・時間を守る ・宿題をする ・忘れ物をしない ・精一杯練習に取り組む ・仲間を大切にする ・学校の指導方針への理解
	○保護者へ	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様に、見守り、活動を応援して頂きたい。育成会の役員さんだけに負担が集中しないよう、仕事の精選、他の保護者への分担もして頂けたらと思います。私も一緒に考えます。 ・様々な面でサポートしてもらい有り難い。(4) ・送迎 ・部費の管理 ・子どもを励ます ・学校の指導方針への理解
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・コーチからの専門的技術指導があるため、実力も向上しています。引き続きお願いしていきたいです。 	



5	次年度、今の部活動の顧問をしたいと考えていますか。(R2.12時点)				
	する	検討中	しない	変わりたい	その他
	8	5	0	0	1



事務連絡
令和2年9月1日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
各指定都市
附属小学校，附属中学校，附属義務教育学校，
附属高等学校，附属中等教育学校又は附属
特別支援学校を置く各国立大学法人 御中
附属小学校，附属中学校，附属義務教育学校，
附属高等学校，附属中等教育学校又は附属
特別支援学校を置く各公立大学法人
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
文部科学省初等中等教育局財務課

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について

平成31年1月25日，中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申では，学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ，部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく，将来的には，部活動を学校単位から地域単位の取組にし，学校以外が担うことも積極的に進めるべき，とされています。

また，「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁策定）においても，学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める，とされています。

以上のような部活動の状況を踏まえ，この度，生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し，その第一歩として，「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールをとりまとめましたので，送付いたします。

この中では、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備すること等を改革の方向性として示すとともに、それらを着実に進めていくために、拠点校（地域）における実践研究を実施し、その成果や課題を基に、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることや、合理的で効率的な部活動の推進を図ることを示しています。今回は令和5年度からの段階的な地域移行に向けた方向性を示していますが、各地域独自の取組を先立って進めることを妨げるものではなく先進的な取組に向けた検討等を積極的に進めていただくようお願いいたします。

なお、地域部活動において休日の指導を希望する公立学校の教師については、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられるところであり、兼職兼業等に係る考え方や留意点等については、今年度中を目途に整理を行った上で、改めてお知らせいたします。

また、来年度以降に実施予定の拠点校（地域）における実践研究の具体的な内容については、後日、改めてお知らせいたします。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市町村のスポーツ担当部署、所轄の学校法人及び当該法人が設置する学校に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、附属の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した学校に対して、必要に応じて支援、指導及び助言くださるよう、また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

別添1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

別添2 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（概要）

別添3 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールについて

<本件担当>

文部科学省：電話03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

○文化部活動に関すること

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

○学校の働き方改革に関すること

初等中等教育局財務課（内2346）

○兼職兼業に関すること

初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

はじめに

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進している。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」ことが指摘されている。

これらの指摘も踏まえつつ、今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである。

部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら、以下に示す方策について段階を踏んで着実に実施することにより、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るものである。

○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

(部活動の意義と課題)

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- ・一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。
- ・教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

(改革の方向性)

- ・今回の部活動改革については、公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、教師の負担軽減を実現できる内容とすることが必要である。このため、公立学校を対象とした部活動改革とするとともに、主として中学校を対象とし、高等学校についても同様の考え方を基に部活動改革を進める。なお、高等学校における部活動は、学

校の特色ある活動として位置づけられている場合もあることに留意すべきである。このような学校については、別途、設置者の責任において、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築すべきである。 私立学校においても、公立学校における取組も参考にしながら、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

- これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するためには、特に休日の部活動における教師の負担軽減を図る必要がある。部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきである。
- 一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。部活動に代わり、生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）との連携を図りながら、地方自治体等において、地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められる。

○具体的な方策

これまで適正な部活動の実現に向けた部活動改革として、部活動指導員などの外部指導者の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進などに取り組んできたところである。

今回の部活動改革は、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、部活動ガイドラインを踏まえた取組の一環として実施するものであり、具体的には以下の取組を進める。

1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

(地域部活動の運営主体)

- ・地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる。
- ・こうした地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運営が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・休日の大会・コンクールへの参加については、平日の学校部活動に参加する生徒のみで参加する場合で校長が認めるときは、地域部活動に参加する生徒が学校代表として参加することが考えられる。
- ・学校代表としての大会参加を含め、地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域部活動の運営主体や大会の主催者が責任を負うことになるが、生徒が怪我をした場合の救護や保護者、学校、教育委員会等への連絡など、事故発生時の役割分担について、あらかじめ明確にするとともに、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。
- ・なお、大会への引率については、指導のみを担う場合と比べて地域人材の確保が当面限定的になると考えられるため、やむを得ない場合に限り、教師が学校部活動として大会引率を行うことも考えられる。

(休日の指導等を担う地域人材の確保)

- ・休日の地域部活動については、教師ではなく地域人材が担うものであり、地方自治体は、教師に代わり生徒の指導や大会への引率を担う地域人材の確保に向けて、人材バンクを整備・活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの民間人材の活用の仕組みを構築するなどの取組を行う。
- ・地域部活動の指導者は、部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導方針や活動内容を決定する。その際、平日の学校部活動との関連性を考慮する必要がある。
- ・また、地域部活動の指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましい。
- ・地域部活動において休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することとなる。令和3年度以降教育委員会において兼職兼業の許可の仕組みを適切に運用できるように、今年度中に兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理を示すこととする。
- ・なお、兼職兼業の運用に当たっては、あくまで休日の指導を希望する教師の申請を教育委員会が許可する仕組みであることから、教師が希望しないにもかかわらず、

休日の指導等に従事させることがないよう十分留意する。

- また、教師のライフステージに応じ、部活動への携わり方を主体的に選択できるような弾力的な取り扱いが望ましい。
- 部活動に対する教師の負担軽減に向けて大きな役割を果たしている学校部活動における部活動指導員の配置に対する国による支援については継続する必要があると考えられる。

(地方自治体や保護者による費用負担と国による支援)

- 地域部活動の指導者（兼職兼業の許可を得た教師を含む。）の確保に当たっては、謝金を要する場合が発生すると考えられる。
- また、地域部活動の場所や用具の確保に当たっては、使用料を要する場合が発生すると考えられる。
- 地域部活動の実施に当たっては、事故に備えるため、保険への加入が望ましい。
- 地域部活動の費用負担については、生徒の活動機会の保障の観点や受益者負担の観点から、保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であると考えられるが、これまで両者による負担等が行われていない実態や休日に教師が部活動に従事する場合における現行の特殊勤務手当を考慮しつつ、国による支援方策についても検討する。

(休日の地域部活動を推進する拠点校（地域）の整備)

- 休日の地域部活動の実現に向けた取組を総合的に推進するため、各都道府県に拠点校（地域）を設け、国として拠点校（地域）における実践研究を実施する。併せて、その成果を他の学校に横展開することにより、全国のすべての学校において、休日の部活動における教師の負担軽減を計画的に実現する。なお、拠点校（地域）を含め、早期に地域移行が可能な学校（地域）においては、速やかに休日の地域部活動の実現に向けた取組を進める。

2. 合理的で効率的な部活動の推進

(合同部活動の推進)

- 地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては、地方自治体の判断に基づき、市町村を越えた他校との合同部活動を推進するとともに、都市部においては、市内の近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を推進する事業を実施する。その際、地理的な課題が生じるが、ICTを活用することで、生徒が移動することなく指導を受けたり、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるよう実践研究を推進する。

(大会・コンクールの在り方の整理)

- ・全国大会に参加できるのは、一部の学校であり、大多数の学校が関係するのは地方大会である。このため、学校の働き方改革の観点も踏まえ、主に地方大会の在り方を整理する必要がある。
- ・従って、国は、関係団体による全国大会の見直しを促進するとともに、地方自治体が関係団体と連携・協力して、地方大会の開催の実態を把握し、大会の在り方について整理するよう要請する。
- ・また、大会が生徒の活動の成果発表の場であることを考慮しつつも、生徒の大会参加による負担が過度にならないように、参加する大会を精選する。
- ・併せて、大会の参加資格については、学校以外のチームも参加できるよう弾力的な取扱いの検討を要請する。

おわりに

以上の方策は、部活動改革のゴールではなくマイルストーンである。

部活動は生徒にとって教育的意義の高い活動である一方で、教師の献身的な勤務に支えられており、もはや持続可能な状態にあるとは言えない。部活動は、すべてを学校の教師が担うのではなく、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められる。

このような部活動改革は、地域や活動内容によってそれぞれの部活動の状況が異なることを踏まえれば、各地域で実践研究を行いながら、段階的に着実な取組を進める必要がある。この改革には、関係者の意識変革が不可欠であり、その際、国、地方自治体、学校関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、今回の部活動改革が結実するものと考えている。

その上で、今回の部活動改革の成果や課題も見極めながら、地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現や、学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図るため、部活動ガイドラインの改訂を含め、更なる取組を進めることが関係者の責務であり、休日の部活動の段階的な地域移行は、そのための第一歩である。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審査申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築**
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備**

具体的な方策

- ### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）
- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
 - **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
 - **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**
- ### II. 合理的で効率的な部活動の推進
- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
 - 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
 - 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6) ~
国	部活動指導員の配置支援				
	地域スポーツ・文化環境の整備の推進 教師の兼職兼業に関する整理				
都道府県・市町村	地域部活動・合同部活動を推進するための実践研究の実施 (保護者の費用負担、自治体の減免措置等、国による支援方策の検討を含む)				
	活動時間の適正化の推進 地域スポーツ・文化環境の整備の推進				
学校体育団体・競技団体・文化芸術団体	地方大会の実態把握		地方大会の在り方の整理		生徒にとって望ましい合理的な地方大会の推進
	給特法施行		給特法施行		調査結果を踏まえた給特法改正の検討
学校の働き方改革関連	超勤上限指針の策定・運用				
<p>部活動改革の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休日の部活動の段階的な地域移行 〔休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しない環境の構築〕 					

部活動表彰

部活動	中体連総体(地区)	地区中体連新人総体(10/14)	その他大会
剣道	男子団体(優勝) 男子個人(1位・3位) 女子団体(優勝) 女子個人(1位・2位・3位)	男子団体(優勝) 男子個人(1位・2位・3位) 女子団体(優勝) 女子個人(1位・2位)	【第70回妙円寺詣り剣道大会】 男子団体(優勝B 2位A 3位C) 女子団体(優勝A 2位B) 【日置市優秀団体表彰】 男子剣道部(優秀賞) 【第22回県地区対抗選抜剣道大会】 男子団体(5名選出)(優勝) 女子団体(4名選出)(2位) 【県新人剣道大会】 男子団体(3位) 女子団体(2位) ※白龍旗九州大会 出場 ※神埼市長旗全国大会 出場
柔道	※中止	男子団体(優勝) 男子個人階級別(2位) 女子団体(優勝) 女子個人階級別(1位)	
男子バレー	優勝	優勝	【日置旗バレー大会】(優勝)
女子バレー	2位	予選敗退	【日置旗バレー大会】(準優勝)
男子ソフトテニス	団体(1回戦敗退) 個人(優勝)	2年団体(3位) 1年団体(3位)	
女子ソフトテニス	団体(優勝) 個人(優勝・3位)	2年団体(優勝) 1年団体(3位) 2年個人(1位) 1年個人(3位)	【プロエース杯県中学校大会】 2年女子団体(準優勝) 【第16回スポーツタニヤマ杯中学校 冬季ソフトテニス大会】 2年女子団体(準優勝)
男子バスケットボール	5位	3位	
女子バスケットボール	予選敗退	3位	
サッカー	予選敗退	初戦敗退	
野球	2位	3位	【秋季北薩地区野球大会】(3位) 【こけけ杯東市来中招待野球大会】 (3位)
水泳	※中止		
陸上	1年男子100m(1位, 3位) 2年男子100m(3位) 3年男子100m(2位) 共通男子200m(3位) 2年男子1500m(2位) 3年男子1500m(1位) 共通男子3000m(1位, 2位) 低学年男子100mハードル(2位) 共通男子走幅跳(1位) 共通男子三段跳(1位) 共通男子砲丸投げ(3位) 1年女子100m(1位, 3位) 2年女子100m(2位) 共通男子200m(2位) 1年女子800m(1位, 2位, 3位) 2年女子800m(1位) 3年女子800m(1位, 2位, 3位) 共通女子1500m(1位, 2位, 3位) 低学年女子80mハードル(1位) 共通女子100mハードル(1位) 共通女子走高跳(1位) 共通女子走幅跳(1位, 2位)	【地区駅伝競走大会】 男子(準優勝) 女子(準優勝)	【第66回全国中学校通信陸上競技大会】男子共通四種競技(3位) 女子1年100m(2位) 女子共通走高跳(1位) 女子低学年80mH(1位) 【県中学生陸上競技大会 2020】 女子1年100m(2位) 女子共通走高跳(1位) 女子共通4×100mリレー(3位) 【第59回県中学校陸上競技大会】 女子2.3年 走高跳(1位) 男子1年 砲丸投(1位) 女子1年 100m(2位) 男子1年 走幅跳(1位) 【全日本中学生通信陸上大会】 JOC Jr.オリンピックカップ全国中学生陸上大会 女子走り高跳(10位) 【県総体駅伝競走競技】 女子総合4位 【第16回日置地区クラブ対抗駅伝競走大会】 中学男子の部(2位) 中学女子の部B(1位) A(2位)
吹奏楽			【県ソロ・アンサンブルコンテスト】 銀賞